

## ● 寄稿 1

# 塩月勉強会のご紹介

審査第二部自動制御

宮崎 賢司

### 抄録

本稿では、裁判所におきまして長年にわたり裁判官、裁判長等を務められ、現在弁護士をされている塩月秀平先生のご厚意により開催されている塩月勉強会についてご紹介いたします。

## 1. はじめに

塩月勉強会は、知的財産高等裁判所裁判長（部総括判事）を務められ、現在弁護士をなされている塩月秀平先生のご厚意により、審査官・審判官約25名が集まり、定期的に研究とその成果発表を行っております。発表後はディスカッション、塩月先生のご指導、ご教示を通じて、判例・裁判例をはじめ、審査審判実務、特許制度等についての理解を深め、業務に役立てております。本稿では、塩月勉強会の概要、進め方、所感等についてご紹介いたします。

## 2. 当勉強会の趣旨

審査審判実務を担う、審査官（補）、審判官が、より幅広い視野を持ち、業務に生かせるよう、判例、裁判例、審査審判実務や特許制度等について研究・発表を行い、メンバーが相互に議論を行い、理解を深めます。その際、裁判官・弁護士として長年にわたってご活躍されている、塩月秀平先生にご指導を賜ることで、より深い見地からの研鑽を積み、今後の業務等に広く役立てます。

## 3. 塩月秀平先生のご紹介

塩月秀平先生は、10年間の判事補経験の後、昭和59年に判事に任官され、昭和61年に東京高裁（知

的財産権部）の陪席判事になられた後、昭和63年から平成5年まで、最高裁判所調査官を務められました（民事事件、知的財産権事件をご担当）。その後、当時特許事件も扱っていた大阪高裁の陪席判事、東京高裁の知財部陪席判事、その部を引き継いだ知財高裁第4部の陪席判事などを経て、徳島地方裁判所・家庭裁判所所長、大阪高裁の知財部裁判長（第8部部総括判事）を務められた後、平成22年8月から知財高裁裁判長（第2部部総括判事）を務められ、平成25年9月に65歳で定年退官されました。現在はTMI総合法律事務所で顧問弁護士として特許訴訟をはじめとする知財案件の相談業務に携わっております。また、特許庁との関係では、審判参与や審判官法律研修の講師などを務められるとともに、ご退官の前後を通じ多くの著書・論文等を執筆されております。



塩月秀平先生（右）

#### 4. 当勉強会の沿革

当勉強会発足に当たっては、竹田勉強会<sup>1)</sup>が終了したのを機に、多くの審査官審判官が集まり、塩月秀平先生のご厚意により、平成25年秋に塩月勉強

会が立ち上がりました。[表1]にて一覧表にしましたとおり、平成26年1月に第1回塩月勉強会が開催され、現在のところ令和2年3月の開催まで40回を数えております。

表1 塩月勉強会発表の記録(2014年1月～)

	発表日	テーマ	取り上げた主な判決
1	平成26年1月	判例について	1. 最一判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁 2. 最二判平成4年4月10日判タ786号139頁 3. 最二判平成25年11月29日(平成22年(受)第2355号)
2	平成26年2月	判例研究の手法—文献の調べ方、評釈のまとめ方など	
3	平成26年4月	審査官からみたリパーゼ判決	1. 最判平成3・3・8(昭和62年(行ツ)3号)「トリグリセリドの測定方法事件」
4	平成26年5月	独立特許要件違反による補正却下と審査審判における適正手続	1. 知財高判平23.10.4平成22(行ケ)10298「逆転洗濯方法および伝動機」
5	平成26年6月	EPOにおける「毒入り優先権」、「毒入り分割」	1. G 2/98 (OJ 2001, 413) 2. G 1/03 (OJ 2004, 413) 3. G 2/03 (OJ 2004, 448)
6	平成26年9月	特許権存続期間延長制度	1. 知財高判平成26年5月30日平成25(行ケ)第10195-10198号
7	平成26年10月	特許法第29条第1項第3号に規定する発明の該当性	1. 知財高裁平成21年12月24日判決平成21(行ケ)第10110号
8	平成26年12月	有利な効果の参酌について	1. 有機エレクトロルミネッセンス素子事件 2. 発泡形耐火塗料事件
9	平成27年1月	iPS細胞の発明と特許—パイオニア発明の保護の在り方—	
10	平成27年2月	行(ケ)第10259号事件を契機とした阻害要因の考察	1. 帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置事件
11	平成27年4月	新規性・進歩性及びサポート要件に関する拒絶理由の通知の仕方について	1. 知財高判平成17年(行ケ)第10560号 2. 大阪高判平成21年(ワ)第6994号 3. 大阪高判平成20年(ワ)第4394号
12	平成27年6月	設計的事項の判断と技術的意義との関係	1. 知財高判平成25年7月8日(平成24(行ケ)10340)「検査機械および検査方法」
13	平成27年10月	権利者の行為に起因した新規性進歩性阻却事由	1. [第三級環式アミン] 事件 2. [光ビームで情報を読み取る装置] 事件
14	平成27年11月	プロダクト・バイ・プロセス・クレームの明確性	1. 最判平成27年6月5日(平成24(受)1024,2658)「ブラバスタチンナトリウム」
15	平成28年1月	17条の2第5項四号かっこ書きにおける「拒絶の理由に示す事項についてするもの」	1. 知財高判(4部)平成24年10月17日(平成24年(行ケ)第10056号)
16	平成28年7月	発明該当性(最近の裁判例、三極実務比較、新規性・進歩性との関係)	1. 「偉人カレンダー」事件 2. 「双方向歯科治療ネットワーク」事件 3. 「対訳辞書」事件
17	平成28年10月	進歩性判断における効果の位置付け	1. Bristol Myers Squibb Co. v. Teva Pharmaceuticals (2014)
18	平成28年12月	新規事項追加禁止要件について	1. 最高裁判決(最二判昭56・3・13, 最一判昭55・12・18)
19	平成29年5月	選択発明の成立性—新規ペニシリン事件と松居先生玉稿を題材に—	1. 昭和54年(行ケ)107号「新規ペニシリン及びその塩の製造法」事件

1) 竹田稔、竹田勉強会「竹田勉強会最終講義録 特許要件—特に進歩性の判断について—」特技懇273号(2014)44頁([http://www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273toku\\_kiko.pdf](http://www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273toku_kiko.pdf))。1998年の第1回から2013年までの15年間で開催は100回を数えます。

表1 塩月勉強会発表の記録(2014年1月～)

	発表日	テーマ	取り上げた主な判決
20	平成29年6月	均等論第5要件について (マキサカルシトール事件を契機として)	1. 知財高裁平成28年3月25日判決(平成27年(ネ)第10014号)「マキサカルシトール製法特許大合議判決」
21	平成29年7月	36条の審査と特許すべき適切なクレーム範囲	1. ラルテグラビル事件(日本、欧州、ドイツ、イギリスでの動向)
22	平成29年10月	分割出願の実体的要件について	1. 大阪地判平成24年(ワ)第3276号 2. 知財高判平成25年(ネ)第10098号 3. 大阪地判平成23年(ワ)第9476号
23	平成29年11月	特許法17条の2第5項第2号括弧書きについて	1. 知財高判平28・2・24(平成27年(行ケ)第10115号) 2. 知財高判平19・9・12(平成18年(行ケ)第10055号) 3. 知財高判平24・7・4(平成23年(行ケ)第10305号)
24	平成29年12月	「訂正の再抗弁～最判平29・7・10シートカッター事件の影響～」	1. 最判平20・4・24民集62・5・1262 ナイフ加工装置事件 2. 知財高判平26・9・17判時2247・103 共焦点分光分析事件
25	平成30年2月	「特許法第39条の同一の発明における実質同一について」	東京高決昭47・10・27(昭和47年(ラ)第111号)取消集昭和47年393頁地55〔避難袋事件〕、他
26	平成30年3月	審査官は何に基づき判断すべきか。 ～特許法30条1項に関する解釈変更を題材に～	・「紅毛の審決批判」パテントVol.29, No.3(1976) ・「海外における30条論争」特技懇No.82(1978)
27	平成30年6月	特許法29条の2における実質同一について	1. 知財高判平成24年2月28日判決言渡、平成23年(行ケ)10241号 2. 知財高判平成26年7月16日判決言渡、平成25(行ケ)10291号 3. 知財高判平成27年6月30日判決言渡、平成26(行ケ)10241号、他
28	平成30年7月	クレームの明確性	1. Nautilus, Inc. v. Biosig Instruments, Inc., 134 S.Ct. 2120(2014) 2. 平成28年(行ケ)10025号〔ロール苗〕 3. 平成29年(行ケ)10001号〔鋼管ポール〕
29	平成30年9月	日米の審判制度の比較 ～米国最高裁判所判決(SAS Institute Inc. v. Iancu 事件等)を題材として～	SAS INSTITUTE INC. v. IANCU, DIRECTOR, UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE, ET AL.
30	平成30年10月	進歩性の判断枠組み	平成30年4月13日(平成28年(行ケ)第10182号、同第10184号)
31	平成30年11月	査定系審決取消訴訟の被告について	大判大12年2月13日(大正11年(オ)908号)
32	平成30年12月	引例の適格性とは何か。それは必要か	知財高判平成23・3・10(平22(行ケ)10121号)〔納豆食品事件〕、他
33	平成31年2月	1. 「ステーキの提供システム」事件、 2. 「偶然に構成一致＝技術思想は相違？」	1. 知財高判平30.10.17(平成29年(行ケ)第10232号) 2. 知財高判平30・4・4(平成29年(ネ)10090号)と知財高判平30・2・14(平成29年(行ケ)10121号)
34	平成31年4月	Helsinn Healthcare S.A. v. Teva Pharmaceuticals USA, Inc., 586 U.S. (2019)の解説及び評釈	合衆国最高裁2019年1月22日判決
35	令和1年5月	官能試験結果の記載要件について	平成28年(行ケ)10147号(トマト含有飲料及びその製造方法事件)
36	令和1年7月	「未完成発明」の概念とその存在意義 ～拒絶理由としての復権はあるか～	最判昭44年1月28日民集23巻1号54頁〔原子力エネルギー発生装置事件〕、他
37	令和1年9月	サポート要件における「課題」と進歩性判断における「課題」とは同じでなければならないか？異なっても良いのか？	平成30年(行ケ)第10146号(パチンコ機事件)
38	令和1年11月	新規性喪失の例外について	東京高決昭47・10・27(昭和47年(ラ)第111号)取消集昭和47年393頁地55〔避難袋事件〕、他
39	令和2年1月	明確性の判断と第三者の不利益	知財高裁平成31年4月12日平成30年(行ケ)第10117号〔脂肪含有組成物事件〕、他
40	令和2年3月	分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法事件について	平成28年(行ケ)10092号, 平成28年(ネ)10093号

## 5. 塩月勉強会のメンバー

メンバーは現時点で25名であり、塩月先生を中心に、主に入庁11～19年の中堅審査官・審判官と、審査官補～10年目の若手審査官（補）が半々程度に加え、庁OB弁理士の方1名で構成されます。また、相談役として、庁管理職級の方々に数名ご参加いただいております。さらに、外部オブザーバとして、弁理士・弁護士の川田篤先生<sup>2)</sup>、弁護士の川口綾子先生<sup>3)</sup>（元審判決調査員）にご参加いただいております。塩月先生のみならず、オブザーバ、相談役の方々にも大所高所からご意見をいただき、毎回議論を深めております。また、不定期に外部有識者等を招き、ゲスト講演も随時行っております。

## 6. 塩月勉強会の進め方

### (1) 開催日時と場所

[表1]にありますとおり、第1回の開催（平成26年1月）以降、直近の第40回（令和2年3月）まで開催しました。3、8月等を除き、1、2ヶ月に1回のペースで本庁舎内会議室にて開催しております。通常は午後6時半から開始し、概ね1時間程度発表し、残り30分で議論を行い、塩月先生からのご指導、ご教示を賜ります。

### (2) 発表テーマ

これまで発表したテーマは[表1]のとおりです。話題となった裁判例、審査審判実務に直結する判例、大合議判決から、我が国のみならず欧米の判例や制度論、ノーベル賞受賞特許に至るまで、様々なテーマを取り上げてきました。今後は新たなテーマの開拓を含め、更に幅を広げていきたいと思っております。

発表テーマの選定方法としては、自ら選定する場合もありますが、それが困難と感ずる場合は、塩月先生やオブザーバ、相談役の方々と相談し、アドバイスをいただきながら選定します。

テーマ（題材）の内容は、例えば発表者が特に関



勉強会の様子

心をもった国内外の裁判例、最近のホットな話題（耳目を集めるトピック）や、特定のテーマに沿った近年の裁判例の動向、通説判例となるような代表的な事件の解説等から選定されますが、これらに限らず、特許制度論のようなやや大局的な話題も発表テーマとして選定されております。

### (3) 発表形式

特に決まりはありませんが、発表回数の多い中堅と若手がペアとなって発表するか、発表に慣れたメンバーであれば1人で発表することも多いです。必要に応じてプロジェクターを使って発表します。入会して間もないメンバーが発表することは避けて、ある程度参加経験を積んだ人たちの大まかな発表予定者リストを作成するようにしています。ただ、必ずそのリストどおり進行するとは限らず、発表したいメンバーが割り込みで発表する場合があります。

### (4) 発表の記録

発表後は、議論の概要をまとめた発言録を作成してメンバーに周知し、先生やメンバーからの申し出があればいつでも提供できるよう保管しております。

## 7. 参加メンバーの所感

以下に、参加メンバーや相談役の方々からいただいたコメントをご紹介します。なお、カッコ内の所属はコメント当時のものです。

2) 川田法律事務所ホームページ (<http://www.kawada-law-patent.jp/>)。

3) ノーサイド法律事務所 (<http://noside-law.jp/lawyers.php?eid=00003>)。

**(1) 神野将志さん(審判22部門有機化学)の所感**

審査室では、担当分野が多岐にわたるとしても、やはり、同じような分野を審査しており、周囲の審査官と考え方が似てくるのが普通です。勉強会に出席することで、全く違った分野を担当する審査官や弁護士の方の考えに接することができ、一つのケースでも様々な結論の出し方があることに気付かされます。勉強会に出席することで、自分の凝り固まった考え方をほぐすことができると感じています。

**(2) 桜井健太さん(審判1部門計測, 工業所有権協力センター出向中)の所感**

発足当初から参加させていただいています。この勉強会では、塩月先生にご指導いただけるということの他に、他分野の審査官・審判官の考えを聞けるということも、大きな魅力です。特に、29条や36条など審査・審判との関わりの深い論点は、非常に盛り上がりますね。また、自分が担当する回では、塩月先生をはじめとしてメンバーの皆さんからの確なご指摘をいただくことができ、大変勉強になります。

**(3) 長谷川聡一郎さん(審査第一分析診断)の所感**

塩月勉強会で裁判官や弁護士の方々の視点からご指導いただけることで、審査実務に限らず幅広い視野を持てるようになりました。また、法律的知識について視野が広がることで、審査審判実務への理解も深まったと思います。さらに、様々な年代や自分とは異なる分野を担当する方々と議論する機会をいただき、審査に関わる様々なトピックについて、自

分が知らないことを多々教えていただきました。塩月勉強会を通じ多種多様な判決や審決について議論を重ねた経験は、今後の審査(審判)業務において役立つものだと思います。

**(4) 坂井田京さん(審査第三部生命工学)の所感**

参加当初は、難しい議論についていけるのかとても不安でしたが、発表者の方々のわかりやすいご説明と周りの先輩方の温かいフォローのおかげで、勉強会に参加する度に、たくさんの知識や新しい視点を吸収することができています。塩月先生から、普段中々耳にする機会のない法曹界のお話を伺えることも、毎回の楽しみです。

**(5) 筆者(宮崎)の所感**

当勉強会を通じて学んだことは数知れませんが、あえて1つ述べるとしますと、それは、通常人からみる”目”を養うことの重要性です。訴訟では、民事訴訟一般を扱われる判事の方々が判断します。通常人に立ち返り、通常人であればどうみるかという視点をしっかり持って判断することは、簡単なように思えて意外に難しい場合も少なからずあることを学びました。この視点がないと、例えば長時間文献検索をして同じものが発見できないことにこだわるあまり、進歩性判断が甘くなりすぎることもあり得ますし、逆に厳しくなりすぎることもあり得ます。そのような視点の重要性を学べたことが最も貴重であったと思います。

**(6) メンバー兼相談役の戸次一夫先生(東北大学教授)から**

研修で習った法律の知識を深めてみたい、と思う方にぴったりの勉強会です。ほとんどの回で、審査官ならではの視点でテーマが選ばれており、実務で直面し得る問題について議論を深めています。各回の最後には、塩月先生から裁判官の視点でご教示いただける貴重な機会を得ることができます。和気あいあいとした勉強会ですから、『研修を終わったばかりで知識に乏しく、ついていけないのではないか』、あるいは、『発言しにくいのではないかな』、などと臆することはありません。ご興味のある方は、ぜひ、幹事の方にお問い合わせください。



勉強会の様子

### (7) 相談役の井上典之さん(審判23部門)から

知財実務者なら知っておくべき著名判決から最新の注目判決まで、日本のみならず米・欧の判例についても、各事件のエッセンスを、背景となる法令・運用の歴史的経緯も含めた知識とともに、メンバーとの自由闊達な雰囲気での議論を通じて学び、実務にも活かせる、とても有意義な勉強会です。若手の審査官(補)の方も、十分に理解できる内容ですので、是非、積極的にご参加ください。

### (8) 相談役の道祖土新吾さん(審査第一部アミューズメント)から

非常に和気藹々とした塩月勉強会ではありますが、思い切って持論を公表したり、熱い論戦(?)を交わすことができる場でもあります。また、塩月先生からご意見を頂けるといって大変貴重な機会もございます。温かき自由な雰囲気であることも、本勉強会の大きな魅力です。ご興味のある方は、是非ご参加頂ければと思います。

### (9) 相談役の柴田和雄さん(審査第一部アミューズメント)から

竹田勉強会第92回は「(番外編)リパーゼ判決を塩月判事に聞く」でした。ゲストで起こし頂いた塩月先生は、審査官の疑問にすべて答えて下さいました。その後、竹田勉強会の世話役をしていた私は、ポスト竹田勉強会をどうしようかと悩んでいました。ある懇親会の席で、塩月先生に再会した際に、勉強会の主催者になって頂きたい旨、思い切ってお願ひしたところ、即答で「いいですよ」と仰って下さいました。それ以来、塩月先生には、大変お世話になっております。

## 8. 塩月勉強会にゆかりのある論説、論文のご紹介

当勉強会で発表後、余力がある場合は勉強会の成果として論説や論文にまとめ、寄稿しております<sup>4)</sup>。これまで寄稿されたものは以下のとおりです。

\* 田畑覚士, 坪内優佳「オンラインによる特許出願明細書の閲覧は特許法29条1項3号の「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」なのかー知財高判平成21年12月24日を契機としてー」特許懇誌276号(2015.01)<sup>5)</sup>。

\* 柴田和雄「幻のパリ条約4条J-パリ同盟におけるグレースピリオド導入の試み-」パテント68巻2号(2015.02)<sup>6)</sup>。

\* K. SHIBATA, “The History of Partial Priority System of the Paris Convention”, epi Information(2016.02)<sup>7)</sup>。

\* 宮崎賢司, 神野将志「非自明性要件における非開示の利点の主張に関する米国判例法について」特許懇誌285号(2017.05)<sup>8)</sup>。

\* 宮崎賢司, 神野将志「米国における発明の非開示の利点に関する主張とその参酌について」(上)(中)(下)[3連載]L & T (Law & Technology) 75,76,77号(2017)<sup>9)</sup>。

\* K. SHIBATA, “Reconsideration of G3/93 'Priority Interval' from the Perspective of G1/15 'Partial Priority'”, epi Information (2017.02)<sup>10)</sup>。

\* 神野将志「強制実施権付与の仮処分がなされた特許出願・特許権についてー記載要件の日欧審査比較を中心にしてー」特許懇誌288号(2018.01)<sup>11)</sup>。

\* 宮崎賢司「間接事実説なのか、独立要件説なのか、それとも?ー進歩性判断における二次的考慮事項の位置づけー」特許懇誌289号(2018.05)<sup>12)</sup>。

\* 戸次一夫「訂正の再抗弁における訂正請求又は訂正審判請求の要否と訂正に係る主張の提出可能時期ー「シートカッター事件」最高裁判決(最二小

4) (ご注意) 寄稿はあくまでも自主的なものであり、発表者は必ず執筆するという決まりはありません。

5) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/276/276kiko05.pdf>

6) [https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201502/jpaapatent201502\\_093-102.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201502/jpaapatent201502_093-102.pdf)

7) <https://information.patentepi.org/2-16/history-partial-priority-system-paris-convention/>

8) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/285/285kiko3.pdf>

9) <https://www.vplab.org/lt/>

10) <https://information.patentepi.org/issue-2-2017/reconsideration-of-g3-93-priority-interval.html>

11) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/288/288kiko4.pdf>

12) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289kiko3.pdf>

- 判平成29年7月10日・民集71巻6号861頁)～」  
 特許懇誌290号(2018.09)<sup>13)</sup>。
- \*宮崎賢司, 神野将志「発明の公開を代償に一定期間  
 独占的権利を得るときの「公開」とは何か」判例秘  
 書ジャーナル(LIC(エルアイシー),2018.11)。
- \*阪崎裕美「米国最高裁判例解説 米国商標特許庁  
 審判部(PTAB)における当事者系レビュー(IPR)  
 の実務」IPジャーナル第8号(知的財産研究教育  
 財団,2019.03)2-6頁<sup>14)</sup>。
- \*宮崎賢司「特許法を巡る対話～特許法と実務の  
 中に相同性理論は存するか～」特許懇誌293号  
 (2019.05)<sup>15)</sup>。
- \*柴田和雄「国内優先権〔人工乳首事件〕」『特許判  
 例百選第5版』(有斐閣,2019.08)<sup>16)</sup>。
- \*Kazuo Shibata, "Priority-Added Subject  
 Matter" 'JAPANESE PATENT LAW CASES  
 AND COMMENTS', (Wolters Kluwer, 2019.06)<sup>17)</sup>。
- \*柴田和雄「米国最高裁判例解説 AIA以降も  
 On-Sale Barの解釈は変わらないと判断 Helsinn  
 Healthcare S. A. v. Teva Pharmaceutical USA,  
 Inc., 139 S.Ct. 628 (2019) 合衆国最高裁2019年  
 1月22日判決」IPジャーナル第10号(知的財産研  
 究教育財団,2019.09)<sup>18)</sup>。
- \*戸次一夫「偶然に構成一致=技術思想は相違?  
 ~知財高判平成30年4月4日(平成29年(ネ)第  
 10090号)と知財高判平成30年2月14日(平成29  
 年(行ケ)第10121号)を題材に～」知財ふりずむ  
 17巻205号(経済産業調査会,2019.10)<sup>19)</sup>。
- \*宮崎賢司「進歩性 ALERT~発明の課題の取り扱  
 いと後知恵, 二次的考慮説, 主引例選定の困難性  
 ~」知財ふりずむ 令和元年12月号(経済産業調査  
 会,2019.12)<sup>20)</sup>。
- \*戸次一夫, 牧裕子「特許請求の範囲の限定的減縮  
 を目的とした補正」判例秘書ジャーナル(LIC(エ  
 ルアイシー), 2020.02)

\*柴田和雄(共著)「令和元年8月27日最高裁判決  
 が扱った『アレルギー性眼疾患を処置するための  
 点眼剤』」の発明についての欧州実務家による報告  
 書」AIPPI65巻3号(2020.03)<sup>21)</sup>。

## 9. おわりに

平成25年秋に立ち上がり、その後第1回から直近  
 の令和2年3月の第40回まで、早6年以上も経過し  
 たと思うとびっくりです。その間は勉強会の開催のみ  
 ならず、8月又は9月に暑気払い又は残暑払い、12  
 月に忘年会も開催しております。懇親会では、塩月  
 先生、オブザーバ、相談役の方々はもちろん、普段  
 なかなか話す機会のない異分野を担当するメンバ  
 ーと、貴重な情報交換、意見交換をすることができます。

ご興味を持たれた審査官(補)、審判官等がおら  
 れましたら、当方(又は「7.」でコメントされている  
 方々や「8.」の執筆者で親しい方がいらっしゃればそ  
 の方でもかまいません。)までぜひご一報いただき、  
 一度ご見学におこしいただければと思います。



懇親会の様子

## Profile

宮崎 賢司 (みやざき けんじ)

平成14年4月 特許庁入庁

現在 審査第二部自動制御 上席審査官

13) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/290/290kiko3.pdf>

14) <http://fdn-ip.or.jp/ipjournal/vol.8.php>

15) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/293/293kiko03.pdf>

16) <http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641115446>

17) <https://rus.wolterskluwer.com/store/product/japanese-patent-law-cases-and-comments/>

18) <http://fdn-ip.or.jp/ipjournal/vol.10.php>

19) <http://www.chosakai.or.jp/intell/contents19/1910.htm>

20) <http://www.chosakai.or.jp/intell/contents19/1912.htm>

21) <https://www.regimbeau.eu/japan-desk> よりアクセス可能。